

令和5年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年5月31日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 21 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 22 号 農地法第4条の規定による許可の事業計画変更申請について
- 議案第 23 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 24 号 相続税納税猶予に係る引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 25 号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 議案第 26 号 市長の権限に属する事務の委任について（協議）

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
17 番 本末 満	18 番 石田 尚則		

欠席委員

9 番 今井 満	14 番 新田 隆次	16 番 椋開地 省二	19 番 北村 正次
----------	------------	-------------	------------

推進委員

山本 豊 林 敏夫 横村 満

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長（長迫）：本日、北村会長が公務のため、会長職務代理者の私 長迫が議長を務めます。ご協力をお願いします。それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 柏木委員、2番 田中委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員、14番 新田委員、16番 棕開地委員、19番 北村委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」、「市長の権限に属する事務の委任について」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番と2番を一括して説明します。1番の申請地は、仁方宮上町〇〇〇〇番、地目は田、面積は624㎡。2番の申請地は、仁方中筋町〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は1291.74㎡。合わせて1915.74㎡でいずれも第3種農地です。申請事由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため贈与するも、譲受人は新規就農し、野菜及び果樹を作付けるものです。申請地は現状すぐに耕作できる状況にはありませんが、譲受人は土木業者であり、仕事の合間に畑を整備し野菜及び果樹を作付けしたいとのことです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。1番は写真のとおり少し草が生えてはいますが、既に果樹栽培されています。2番は、竹藪となり正直耕作は難しい様に思いますが、整備計画を詳しく説明をしていただきました。非常に良い提案でした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町南隠渡4丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,270㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。音戸市民センターの南方向に位置し、日当たりもよい土地です。譲受人は若い女性で新規就農者ではあるが、お父さんは農業経験があり、つくることに問題はない。この様な方が増えれば遊休農地も減るのではないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、登記地目が宅地のところがありますが、現況は畑です。面積は合計で363㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。先ほどの申請地から10分から15分ほどの畑地区にあります。写真の

土地は少し変ですが、もう一つは綺麗に耕作されています。面積は少ないですが、先ほどと同様で年齢も若く耕作できると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字高井〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,681㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、果樹園の持分を譲り受け、権利関係を整理するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。3つとも県道に面した便利の良い農地です。申請理由は2世代前の名義変更です。このまま放置すれば、迷惑が掛かることから10年程前から整理しようとしているものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は222㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。調査委員は、申請地は適正に管理されており問題ないとのことです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、呉市下蒲刈町下島字住吉〇〇〇〇谷番〇、地目は畑、面積は3,293㎡の内倉庫部分を除いた3,260㎡で農用区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢かつ病弱で耕作が困難なため貸出すもので、譲受人は、新規就農し、ブルーベリーを作付け、観光農園事業を行おうとするものです。なお、呉市遊休農地再生支援事業の申請も併せて行っています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 横村です。平地できれいに整理されており、本人もやる気でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊浜町大字豊島字向平〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は344㎡で農用区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作が出来ないため、譲受人への譲渡を希望し、譲受人がこれを受諾し、経営規を模拡大するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 横村です。譲渡人は殆ど帰って来られません。譲受人もしっかり管理する旨の発言も聞かれました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」

を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字鹿島鯛之浦〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,067.81㎡の第2種農地です。この件は、令和4年4月28日付け農委指令第11号で農地法第4条許可及び令和5年1月31日付け農委指令第217号で事業計画変更承認し、倉庫1棟160㎡、駐車場ほか535.97㎡の合計695.97㎡について農地転用を承認しておりますが、その後、プレハブ及び冷凍庫を置く必要が生じ、その結果、農地転用の面積が1,067.81㎡となったことから、事業計画変更承認申請が提出されたものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番立花です。この申請地は、倉橋島の南の鹿島にあります。昨年来たびたび申請が出されておりますが、この度、冷凍庫と事務所を建てたいとのことでした。別な場所で計画していたが便利が悪いのでこちらにしたいとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、承認と決定します。

議長：次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、阿賀南7丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計216㎡の第2種農地です。使用貸借により転用するもので、転用の目的は住宅及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、住宅1棟、駐車場3区画を整備するものです。すでに、駐車場として利用されていることから、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市化調整区域における建築許可が必要となり、本市都市計画課と事前協議を終えたところです。本件は、都市計画法の規定による建築許可にあわせて許可することになります。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推進委員：推進委員 山本です。申請地は写真で分かるように既に駐車場として使われています。上にも下にも住宅があります。現在は、譲渡人名義の土地に広島市居住の娘家族が無償で借

り受け、住宅と駐車場とするための転用で始末書も添付されています。人が増えることは地域にとって良いことだと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に合わせ許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に合わせ許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、天応東久保1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は22㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地として利用するものです。規模等につきましては、墓を1基設置するものです。墓地・埋葬等に関する法律の許可が必要となりますが、保健所に許可申請書が提出され、審査中です。本件は、墓地・埋葬等に関する法律の規定による許可に合わせて許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。この天応地域は西日本豪雨災害の時に壊れた水路がそのままになっており、水が来なく農業をすることが困難な地域です。22㎡を分筆し墓地にとのことですが、周りに墓地がありしょうがないのではないかと。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせ許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせ許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町水尻2丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で10,078㎡の第2種農地です。転用の目的は、工場2棟を建築するため、売買するものです。しかしながら、以前から工場として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法の許可は、旧安浦町のときに得ており、農振農用地区域には、指定されていません。また、転用

の面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。調査委員は、申請地はずいぶん前から工場として利用され、やむを得ないとのこと。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石 田 委 員：18番 石田です。これは、持分全部ということですか。

事 務 局：全部です。

議 長：他にありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で意義ない旨の答申を得たとき許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字向畠〇〇〇番〇、地目は田、面積は491㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場21台として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。調査委員は、申請地は平成30年の災害復旧工事でやむを得ず駐車場として利用され、今後、自治会の駐車場として利用することは、問題なく、始末書は不要であるとのこと。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町向字福泊〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は3,690㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル620枚、発電容量249.9kw、を設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けております。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。なお、転用面積が3,000㎡を超えるた

め、広島県農業会議へ諮問することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 員：推進委員 横村です。海岸の道路沿いに位置し、周りに農地も無い。水路もあり排水の心配も不要と思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で意義ない旨の答申を得たときに許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町田戸字浜田〇〇〇〇番、地目は畑、面積は292㎡の第2種農地です。転用の目的は、廃材の一時保管置場として利用するため贈与するものです。しかしながら、既に廃材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 横村です。周りは荒地ばかりで仕方ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：8番 水場です。広島県への許可などが必要になるように思うのですが。一時的置場とは言え産廃に当たるのでそこかしこに置いて良いものではないと思います。また、許可後は監視が必要ではないか。

事 務 局：解体業者の出した物なので、産廃と言われればそうだと思います。ただし、仮置きされているものは、瓦礫は含まれていませんし、定期的に搬出（処分）されております。私の勉強不足で即答はできませんが、環境政策課に確認します。

議 長：農業委員会が許可を出した後で問題となっても困るので、確認をお願いします。他に何かありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番から9番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊浜町大字豊島字代間〇〇〇〇番〇他1筆、地目は畑、合計面積は766㎡で農用地区域の農地です。転用の目的は農業体験施設として利用するため、売買するものです。施設内容はコテージ2棟、休憩所1棟、駐車場6台、農業体験広場となっております。

8番の申請地は、豊浜町大字豊島字代間〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は403㎡で農用地区域の農地です。転用目的は7番に関連した自然ふれあい広場として利用するため売買するものです。

9番の申請地は、豊浜町大字豊島字代間〇〇〇〇番〇他1筆、地目は畑、合計面積は369㎡の第2種農地です。転用目的は7番・8番を整備し営業するための車両等の進入路として利用するため通行地役権を設定するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、除外の手続き中です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 横村です。豊島大橋を渡ってすぐの場所で海に面した良いところです。島外の人を招き、周辺の農地を含めた農業体験を行い、島に住まわせることを目的とした取組とのことでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、7番から9番は、農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、7番から9番は、除外の公告にあわせて許可と決定します。

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、吉浦東本町4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は544㎡の第2種農地です。賃貸借による一時転用で、転用目的は、広島呉道路トンネル工事の仮設ヤードに使用するものです。規模等につきましては、駐車場5区画で、転用期間終了後は、農地

に復元する計画です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。写真では駐車場となるのかは分かりにくいですが、道路に面している土地です。説明にもありましたようにトンネル工事の駐車場とのことでした。枇杷の木が1本ありますが切り、工事後に新たに植えて農地として復元しお返しするとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第24号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請したものです。1番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田及び畑、面積の合計は2,457㎡の第3種農地です。令和元年8月19日に相続により農地を取得したもので、田及び畑として適切に管理されています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第25号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」に

ついて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：様式の番号と順番が変わりますが、別紙様式4及び別紙様式5を先に説明します。別紙様式4は、別紙様式5の数値をまとめたものになりますので、別紙様式5について説明します。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和4年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要です。2ページ「Ⅱ最適化活動の実施状況」、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが①現状及び課題は、令和4年4月現在の管内の農地面積2,170haに対してこれまでの集積面積は44.5haで集積率は2.1%となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和12年までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度末の集積面積94.5ha、今年度の新規集積面積50ha、今年度末の集積率4.4%と過大な目標となっています。③実績は、今年度末の集積面積50.9ha、今年度の新規集積面積6.4ha、今年度の農地面積2,040haに対して今年度末の集積率2.5%で、目標に対する達成状況は、56.8%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、①現状及び課題は、令和4年4月現在の1号遊休農地面積は129haとなっています。3ページ②目標は、129haの5分の1の25.8ha、③実績は14.7ha、今年度の目標に対する達成状況は、57%で、農業委員会の点検評価は、農業者の高齢化や担い手不足により、目標に対して期待を下回る結果となりました。（3）新規参入の促進ですが、①現状及び課題は、令和元年度から令和3年度の新規参入者は、下の表のとおりとなっています。4ページ②目標は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、平成28年度から平成30年度までの権利移動面積の平均10haの1割で1.0ha、③実績は1.2ha、今年度の目標に対する達成状況は、120%で、農業委員会の点検評価は、農地台帳調査等により、新規参入者への貸付等についての同意が得られ、目標に対して期待を上回る結果が得られました。2最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数を月当たり6日にしております。（2）活動強化月間の設定①目標は、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。5ページ②実績も、活動強化月間の設定回数は3回で、取組時期等は下の表のとおりとなっています。（3）新規参入相談会への参加①目標は、1回ですがコロナ禍で参加できませんでした。6ページ目標の達成状況の評語は、農業委員会の目標の評語で、目標に対して期待どおりの結果が得られました。その下の推進委員等の点検・評価結果は下の表のとおりとなりました。

次に別紙様式3の令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）をご覧ください。これは、毎月提出していただく活動記録簿をもとに、各委員さんの表を作成し、全委員さんの表を合計したものです。活動日数の合計、活動実績、成果実績、全体としての評語は、表のとおりです。

承認が得られましたら、本日の総会で出された意見を記載し、各委員さんの個別の表を通知します。

事務局次長：この議案について補足説明します。先ほどの説明で、最適化活動の実施状況について、当会全体の評価結果は、目標に対して期待通りの結果が得られたという評価になっております。しかしながら、活動日数においては、本会の目標日数、月6日を下回る5.5日となっております。これは、全体の平均値で、達成していらっしゃる方が12人、未達成の方が25人で、達成している方よりかなり多い結果となっております。活動日数は、各委員さん個人の評価にも繋がりますので、今年度からは、委員の皆さんがこの目標を達成できるよう、活動に努めていただきたいと思います。なお、委員の皆さんへご自分の評価結果については、後日お送りします。せっかく活動していらっしゃるのに活動日誌に記載漏れがないよう、また、しっかりと活動記録を実績として上げていただくように、この度「呉市農業委員会活動記録簿」と付箋をお配りしますので活用してください。付箋は、車にでも置いておいていただき、活動したときのメモ用として使っていただければと思います。また、活動記録簿の記入例もお配りしていますのでご参考にしてください。なお、最適化活動の実績は、総会や定例の現地調査は含まれませんのでご注意願います。もし、活動記録のことでご不明な点があれば、その都度でもいいので事務局へご相談ください。よろしく申し上げます。

議長：倉中次長から説明がありましたが、活動の目標日数6日を下回っている委員が25人とかなり多い結果となりました。本年度は、皆さんが日々の生活の中で行っている、畑に向かう途中で周辺農地を見回ったり、立ち話の中で情報交換した内容を活動記録簿に小まめに記入するなどして目標日数を上回るように頑張っていきたいと思いますがいかがでしょうか。

大道委員：12番 大道です。いつも同じ場所に行くのに毎日同じことを記入するのですか。

推進委員：推進委員 横村です。島じゃ人に会う機会も少なく同じ人に何度も会うが。

事務局次長：同じ道の往復をされる方もおられると思いますが、月平均6日以上が目標がありますので、毎日同じことを記入していただく必要はないのですが、それらを含め月平均で6日以上の活動をして頂きたいと思います。記載例にもありますように何でもなしの立ち話の中で農地の流動化に繋がる情報が得られないか。それらを活動記録に加えていただければと思

います。

高本委員：6番高本 です。大道さんのおっしゃったとおりで、倉橋でも一部を除き、人がいない。農家は、殆どが高齢で先の展開を考える人はいない。人がいない。いても高齢農家ばかり。若い農家がどんどん出るような政策を政府は考えて欲しい。

事務局 長：私も農業委員会に来て気づいたのですが、農林水産課時代には、国や市の補助金を利用した新規就農者しか把握していなかった。現地調査していくうえで、今日も2・3人いらっしゃいましたが、20・30代の若い方が年間10人くらい新規就農されているのに驚いています。例えば近年言われている「半農半X」。農業を中心とした暮らしをしながら、あとXの部分が大切にしている福祉活動やボランティア活動をする。後は光ファイバーが安芸灘にもきております。光ファイバーを活用してデザインなど仕事をされる方たちも担い手として見て行こうといった動きになっています。国のほうも考えて頂いているとは思いますが。専門じゃないとダメということではなくなっており下限面積を撤廃してそういった人たちにも積極的に農地を集めて行こう、人がいなくならないようにして地域を守って行こうという流れになっています。実際皆様が活動する中で上手くマッチング出来ないこともあるかと思いますが、呉の農地が良いからわざわざ他県から就農される方もおられます。そういった方たちを少しでも助けていければと思います。

高本委員：6番高本 です。補助事業は非常に使い勝手が悪い。交付要綱・様式などが難しい。補助事業はあるが使うなと言うことかと思える。人も減り、高齢化が進んでいる。もっとシンプルで、使える事業にしていきたい。それと補助事業をリンクさせてはどうか。例えば、農業委員会は優良農地を守ろうとしています。それと先般、説明のあった農林水産課の遊休農地再生事業をリンクして成果が上がるようにしてはどうか。

事務局 長：来年度予算要求で考えていきたい。補助事業がうまく機能していないという指摘ですが、国は農業委員会サポートシステムを導入しています。呉市も今年度、現在使っている農地台帳システムを農林水産省の農業委員会サポートシステムに移行中です。エラーなどが発生し、なかなか進んでいない状況ですが、それが使えるようになると各種補助金申請もサポートシステムのデータを使い申請が少し楽になるのかなと考えます。また、呉市の補助金申請につきましても簡単な内容を記入すれば良いようになっています。それと呉市の遊休農地再生事業も使い易くするため要綱を変えました。農業委員会はきれいに整備された農地が3条の許可条件でした。遊休農地を再生し3条の許可を受けようとした場合、補助金要綱上は、土地の所有者が補助申請をし、農地を再生した後に3条申請する必要がありました。実際に遊休農地を再生するのは譲受人ですので、それでは、なかなか遊休農地を使って農業を開始する者がいないだろうと言うことで、要綱を一部見直して、補助事業を受けようとした場合、3

条許可申請と遊休農地再生事業を合わせて申請する場合に限り、許可することにしました。少しですが使い勝手が良くなっています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は原案のとおり許可します。

議 長：次に、議案第26号「市長の権限に属する事務の委任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月1日から、認定農業者の農業用施設の整備に係る農地転用許可手続が簡略化されます。認定農業者が農地を転用し農業用施設の整備を行う場合の事務手続ですが、1 現行（令和5年3月まで）は、農地転用許可申請が必要です。2 法改正後、権限移譲した場合ですが、権限移譲の時期は、令和5年7月頃からの予定です。手続きですが、その転用及び施設整備が農業経営改善計画の認定手続の中で行われる場合の手続は、下の表のとおりとなり、農業経営改善計画の認定により、農業用施設の整備が認められることとなります。その下の米印は、4月の法改正から7月に権限移譲されるまでの手続きで、農業用施設の整備は、農業経営改善計画の認定手続の中で行われることとなりますが、県の同意が必要となります。

呉市長より事務委任についての協議がありました。本日の総会で同意しますと、改正後の同法第12条第6項の規定による「知事の同意事務」が、呉市に権限移譲され、更に令和5年7月頃、呉市から農業委員会に事務委任される見込みです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は原案のとおり同意すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は原案のとおり同意すると決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する

る事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について6件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項がありますか。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第6回総会は、6月30日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和5年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時25分)

以上は、令和5年第5回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 6 月 日

呉市農業委員会 会長職務代理者

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....